

【判例研究】

国外で出生した婚外子の市民権取得に関する移民国籍法の
性的区分が修正 5 条の平等保護に違反するとされた事例
—Sessions v. Morales-Santana, 582 U.S. _ (2017); 137 S.Ct.1678 (2017)—

**A Case Note on Sessions v. Morales-Santana, 582 U.S. _ (2017);
137 S.Ct.1678 (2017)**

東海大学 准教授

大江 一平

Tokai University Associate Professor

Ippei Ooe

要旨

グローバル化が進行する現代社会においては、国籍法間の抵触を解消することが求められる。特に、移民国家であるアメリカ合衆国においては、合衆国市民と外国人の間に国外で出生した婚外子の合衆国市民権取得をめぐる派生的市民権の問題がしばしば大きな争点となってきた。そこで、本稿では、合衆国市民の父親の婚外子が市民権を取得する際に、その父親に長期の居住要件を課す移民国籍法 (INA) §1409(a)および(c)が修正 5 条の平等保護に違反するとして連邦最高裁の Morales-Santana 判決 (2017 年) を取り上げて考察する。本件判決の意義は、移民法制について政治部門の幅広い裁量を認める絶対的権限の法理を緩和して高次の審査基準を適用し、「子どもの養育を行うのは母親である」という性的ステロタイプを退けて平等保護を徹底した点にある。

I はじめに

周知の通り、日本の国籍法は出生について、血統主義を原則とし、例外的に、出生地主義を採る(同2条)。しかし、国籍制度のあり方は各国によってそれぞれ異なることから、血統主義と出生地主義、父系優先主義と母系優先主義、嫡出子と婚外子といった区分をめぐり、様々な問題が発生する。

かつて日本の国籍法は父系優先血統主義を原則としていたことから、沖縄駐留アメリカ軍の男性と日本人女性の間生まれた子どもの国籍取得をめぐる問題が生じた¹。この無国籍児童の問題を契機として、女子差別撤廃条約加入に備えて1984年に国籍法が改正され、父母両系血統主義が導入されるに至った。2008年には、日本国民の父親とフィリピン共和国出身の母親の間に日本で生まれた婚外子の日本国籍取得に際して、父親に準正(出生後の認知と未婚の母親との婚姻)を要求する旧国籍法3条1項が違憲であると判断された²。

人や資本が国境を越えて移動するグローバル化が進行する現代社会においては、国籍法間の抵触を解消することが求められる。特に、移民国家であるアメリカ合衆国においては、合衆国市民と外国人の間に国外で出生した婚外子の合衆国市民権取得をめぐる派生的市民権(derivative citizenship)の問題がしばしば大きな争点となってきた³。そこで、本稿では、合衆国市民の父親の婚外子が市民権を取得する際に、その父親に長期の居住要件を課す移民国籍法(INA) § 1409(a)および(c)が修正5条の平等保護に違反するとした連邦最高裁のMorales-Santana判決(2017年)⁴(以下、「本件判決」と表記。)を取り上げて考察する。

II 事実の概要

合衆国市民の親と外国人市民との間に国外で出生した子どもの市民権取得について、INA § 1401(a)(7)(当時)は、婚姻中の夫婦の場合、合衆国市民の親に、子どもの出生に先立っ

¹ 東京地判昭56・3・30判時996号23頁、同控訴審・東京高判昭57・6・23行集33巻6号1367頁。

² 国籍法違憲判決(最大判平20・6・4民集62巻6号1367頁)。

³ See, e.g., Kristin A. Collins, *Equality, Sovereignty, and the Family in Morales-Santana*, 131 HARV. L. REV. 170 (2017). アメリカにおける市民権・国籍制度の歴史と概要については、萩野芳夫「国籍・市民権の性質—日米の国籍法の抵触に関連して—」アメリカ法[1981-2]274頁、高佐智美『アメリカにおける市民権—歴史に揺らぐ「国籍」概念—』(勁草書房、2003年)、坂東雄介「アメリカ合衆国移民法における『家族関係の維持』規定と『絶対的権限の法理』の射程範囲」札幌学院法学29巻2号(2013年)101頁等を参照。

⁴ Sessions v. Morales-Santana 582 U.S. _ (2017); 137 S.Ct.1678 (2017).

て合衆国に少なくとも 10 年間の居住要件 (physical presence) を課しており、そのうち 5 年間は 14 歳以降であることを要した⁵。同条の居住要件は § 1409(a)によって未婚の合衆国市民の父親にも適用される⁶。他方、§ 1409(c)は、未婚の合衆国市民の母親が子どもの出生に先立って 1 年間合衆国に連続して居住しているならば、その子どもが市民権を取得できるとの例外を設けている。

被上訴人のルイス・ラモン・モラレス・サンタナは、13 歳から合衆国に居住しているが、プエルトリコ出身の父ホセ・モラレスの市民権に基づき、出生の時点で合衆国市民であると主張する。ホセは、19 歳の誕生日の 20 日前にドミニカ共和国に移住したので、§ 1401(a)(7)の要件を満たすことができなかった。同地で、ホセは、被上訴人を出産したドミニカ人女性と暮らした。ホセは親としての責任を認め、彼の家族に被上訴人を受け入れた。

1995 年、被上訴人は侵入盗と殺人未遂の罪で有罪判決を受けた。2000 年、連邦政府は被上訴人を、出生の時点で彼の父親が § 1401(a)(7)の要件を満たしていないことを理由に外国人とみなし、上記の罪状に基づいて国外退去を命じた。これに対して被上訴人は、連邦政府が彼の市民権を認めないのは修正 5 条の平等保護に違反すると主張した。

入国管理不服審判所 (BIA) は被上訴人の申立を認めなかった。しかし、控訴審の第 2 巡回区は、直近の先例である第 9 巡回区の Flores-Villar 判決⁷を退け、INA の性的区分が違憲であると判断し、§ 1409(c)を適用して被上訴人の市民権を認めた⁸。

III 判旨

一部認容、一部破棄。差し戻し。

ギンズバーグ法廷意見 (ロバーツ、ケネディ、ブライヤー、ソトマイヤー、ケーガンが同調。トーマスとアリトーが結論の一部に同調。ゴーサッチは本件審理に参加せず。)

⁵ 現行の § 1401(g)では、居住要件は 5 年 (うち 2 年は 14 歳以降) に短縮されている。

⁶ § 1409(a)は、合衆国市民の父親の婚外子の市民権取得に際して、その父親の居住要件に加えて、(1)血縁関係の証明、(2)子どもの出生時点での国籍保持、(3)18 歳になるまでの扶養の同意 (1986 年以降)、(4)18 歳になるまでの(A)準正、(B)認知、(C)判決のいずれか、の(1)~(4)を満たすことを要求している。

⁷ *United States v. Flores-Villar*, 536 F.3d. 990 (2008). フロレス・ヴィラは合衆国市民の父親とメキシコ国籍の母親の間に国外で生まれた婚外子であり、父親が § 1409(a)の要件を満たさなかったため、市民権を取得できなかった。後に同人が薬物犯罪で有罪判決を受けて国外退去を命じられた際、父親の市民権が自身に承継されると主張したが、第 9 巡回区は訴えを退けた。連邦最高裁は 4 対 4 で原審の判断を支持した。*See, Flores-Villar v. United States*, 564 U. S. 210 (2011) (per curiam). 同判決の経緯については、根本猛「アメリカ法における国籍取得要件の性差別—残された男女平等—」*静大法政研究* 17 卷 1 号 1 頁 (2012 年) 13-18 頁を参照。

⁸ *Morales-Santana v. Lynch*, 804 F.3d 520 (2015).

連邦議会が規定した性別による区別は、「法の平等な保護」を規定する修正 5 条と相容れない (incompatible)。にもかかわらず、未婚の母親に関する § 1409(c)の例外規定を、婚姻中の夫婦に関する § 1401(a)(7)および未婚の父親に関する § 1409(a)に代替することはできない。それゆえ、本件を、既婚あるいは未婚の、合衆国市民と外国人の親の間に生まれたすべての外国生まれの子どもに統一的に適用されうる居住要件を連邦議会が選択するよう委ねなければならない。さしあたり、連邦政府は、当該規定が性別に基づく差別を免れた態様で運用されることを保障しなければならない。

1. 原告適格

通常、当事者は自身の法的権利を主張しなければならず、第三者の権利を主張することはできない。しかし、権利を主張する当事者が権利保持者と密接な関係を持ち、自身の権利を擁護する権利保持者の能力に対する妨害が存在する場合は例外である。ホセは、本件が発生する何年も前の 1976 年に死去した。被上訴人は、彼の父親の平等保護の権利に関する「明白な権利主張者」であり、「最も適切な挙証責任者」である。

2. 性差別に関する違憲審査基準

§ 1401 および 1409 は、わが国の法典が男女のあり方を過度に一般化していた時代に制定されたものである。今日、この種の法は「すべての性別に基づく分類」に伴う高次の審査基準の下で審査される (J.E.B.判決⁹、VMI 判決¹⁰)。

資格を有する親の性別に基づいて利益を付与あるいは否定する法は、憲法の平等保護の下で高次の審査に服する。

性別に基づいて異なる取り扱いを行う立法を首尾よく擁護するには、「非常に説得的な正当化 (exceedingly persuasive justification)」を必要とする。

(1) 目的と手段の実質的関連性

性別に基づく異なる取り扱いを行う立法を擁護するには、当該分類が重要な政府目的に仕えるものであり、当該区別の手段が少なくとも当該目的の達成に実質的に関連していることを証明しなければならない。さらに、当該分類は、今日の重要な政府目的に資するものでな

⁹ J.E.B. v. Alabama, 511 U. S. 127 (1994). 養育費請求訴訟において、陪審員が全員女性であることが中間審査基準に基づいて違憲とされた事例。

¹⁰ United States v. Virginia, 518 U. S. 515 (1996). 男性のみの入学を認める州立軍学校 (VMI) が中間審査基準に基づいて違憲とされた事例。

なければならない (Obergefell 判決¹¹)。連邦政府は、§ 1409(a)および(c)の「性別に基づく (gender-based)」「性的に偏った (gender-biased)」不均衡について、「非常に説得的な正当化」を一切行っていない。

① § 1409 の制定経緯

§ 1409 は 1940 年国籍法の一部として制定されたが、その背景には、婚姻において、父親は婚外子の養育に関心を持たないので「未婚の母親が婚外子の唯一の後見人である」とみなす性的ステロタイプがあった。

② 性的ステロタイプの否定

半世紀近く、連邦最高裁は、男女の異なる資質、才能、あるいは選好を過度に一般化する疑わしい法に対する違憲審査を行ってきた。連邦最高裁は、法律の目的が性別の役割と能力に関する固定概念に基づいて一方の性を排除あるいは保護するものであるならば、当該目的それ自体が不当なものであることを確認する (Mississippi Univ. for Women 判決¹²)。

連邦最高裁は、§ 1409(a)および(c)のように、未婚の父親が婚外子のための責任を負う資格や権利を持たないという時代遅れの観点に基づく法がいかなる重要な政府利益にも役立たないと述べてきた。同時に、そうした法は、子どもの養育責任を行使する父親に害をもたらさう。連邦最高裁が 1971 年以来発展させてきた平等保護の法理に照らして、§ 1409(a)および(c)の性的区分は驚くほど時代遅れである。

(2) 先例との差異

本件は Fiallo 判決¹³のような移民優先割当措置の事例ではない。また、父親の認知要件をめぐる Miller 判決¹⁴や Nguyen 判決¹⁵とも異なる。

本件の争点は居住要件である。Nguyen 判決の父親の認知要件と異なり、§ 1409 の居住要件は最小限のものとは到底言えない。

(3) § 1409(a)および(c)の合憲性

連邦政府は、§ 1409(a)および(c)の居住要件の性的区分が、①子どもと合衆国の紐帯の確

¹¹ Obergefell v. Hodges, 576 U. S. ____ (2015); 135 S.Ct. 2584 (2015). 同性婚を認めないことが修正 14 条に違反するとされた事例。

¹² Mississippi Univ. for Women, v. Hogan, 458 U.S. 718 (1982). 州立大学看護学部への男性入学拒否が中間審査基準に基づいて違憲とされた事例。

¹³ Fiallo v. Bell, 430 U.S. 787 (1977). 合衆国市民の父親の婚外子が INA 上の移民優先割当措置を得られないことが合理性の基準に基づいて合憲とされた事例。

¹⁴ Miller v. Albright, 523 U.S. 420 (1998). 合衆国市民の父親の婚外子の市民権取得に際して § 1409(a)(4)の要件が課せられていることが合憲とされた事例。

¹⁵ Nguyen v. INS, 533 U.S. 53 (2001). 合衆国市民の父親の婚外子の市民権取得に際して § 1409(a)(4)の要件が課せられていることが中間審査基準に基づいて合憲とされた事例。

保、②子どもの無国籍の防止という重要な目的に仕えると主張する。しかし、これらの目的は高次の審査基準を通過しない。

まず、①について、1年間の居住要件を満たす未婚の母親が合衆国とつながりのない子どもに市民権を比較的容易に承継可能である一方で、未婚の父親が、子どもを認知し、合衆国で子どもを養育しているにもかかわらず、長期の居住要件をほんの数日満たさないことを理由に市民権の承継が認められない点で、目的と手段の適合性を欠いている。また、②の点についても十分な立証がなされていない。

3. 救済手段

居住要件の性的区分が平等保護違反であることは明らかであるが、連邦最高裁としては、未婚の母親に対する § 1409(c)の1年の居住要件を拡大適用することで被上訴人を救済することはできない。

§ 1409(c)を未婚の父親に拡大適用する場合、婚姻中の夫婦により長期の居住要件を課すことが問題となる。婚外子に比べて嫡出子を不利益に取り扱うことが連邦議会の企図する目的に適うとは到底言えない。

4. 一般原則の適用

§ 1401(a)(7)の居住要件は維持されなければならない。当面の間、未婚の合衆国市民の母親の子どもには、§ 1401(a)(7)の現行5年の居住要件が適用されるべきである。

5. トーマス一部同意意見（アリト一同調）

§ 1409(c)の拡大適用は平等保護の適切な救済手段ではない。連邦最高裁が本件で要求されている種類の救済（連邦議会が規定した以外の根拠に基づく市民権の付与）を行う権限を持つという主張は疑わしい。第2巡回区の判断を覆す点で多数意見に賛成する。

IV 考察

1. INAにおける性的区分

修正14条1項は市民権について出生地主義を採用しているが、同条には外国で出生した子どもについての規定はない。他方、§ 1409(c)によれば、合衆国市民の母親の婚外子は比較的容易に市民権を取得することができる。これは婚外子の監護等のためとされる。

このような INA の性的区分は、「子どもの養育を行うのは母親である」という性的ステロタイプに基づく不合理な性差別ではないかとして、たびたび争点となってきた¹⁶。Miller 判決¹⁷では各裁判官の判断が大きく分かれたが、Nguyen 判決¹⁸をめぐっては、父親が子どもを養育してきた経緯を考慮していないとの強い批判がなされた¹⁹。

また、1996年に成立した不法移民修正および移民責任法 (IIRIRA) によれば、外国人の場合、犯罪に関与すると国外退去処分を受ける場合がある²⁰。これは長期間合衆国に滞在している外国人にとって大きな負担となる。

2. 性差別に関する違憲審査基準

1970年代以降、連邦最高裁は、性差別の事例について、当該性区分が重要な政府目的に実質的に関連していることを要求する高次の審査基準(中間審査基準、厳格な合理性の基準)を採用してきた²¹。

男性であれ女性であれ、一方の性を優遇する立法は平等保護に違反する疑いがあるとされる。この背景には、「女性は庇護の対象である」といった性的ステロタイプへの強い警戒がある²²。Mississippi Univ. for Women 判決、J.E.B.判決、VMI 判決等を参照する本件判決はこうした流れに沿ったものであり、さらに、Obergefell 判決に即して、性的区分が今日の重要な政府目的に資するものでなければならぬと強調する点が注目される。

3. 本件判決の意義と影響

(1) 本件判決の意義

従来、連邦最高裁は、移民例外主義 (immigration exceptionalism) に基づく合理性審査という形で、移民法制について政治部門の幅広い裁量を認める絶対的権限 (plenary power)

¹⁶ See, e.g., Collins, *supra* note 3, 187-196. また、同・前掲注 7、5-18 頁等を参照。

¹⁷ 同判決については、根本猛「米判批」静大法政研究 4 巻 4 号 175 頁 (2000 年)、毛利透「米判批」ジュリスト 1176 号 97 頁 (2000 年) 等を参照。

¹⁸ 同判決については、君塚正臣「米判批」ジュリスト 1237 号 237 頁 (2003 年)、根本猛「アメリカ法における男女平等法理の現在—グエン判決を中心に—」静大法政研究 7 巻 4 号 1 頁 (2003 年) 等を参照。

¹⁹ See, e.g., Nguyen, *supra* note 16, at 88-89 (O'Connor, Jr., Dissenting). また、根本・前掲注 7、8-9 頁、同・前掲注 17、9-19 頁等を参照。

²⁰ 国外退去制度の歴史と概要については、新井信之『外国人の退去強制と合衆国憲法』(有信堂、2008 年) 18-40 頁を参照。

²¹ 君塚正臣『性差別司法審査基準論』(信山社、1996 年) 11-90 頁、樋口範雄『アメリカ憲法』(弘文堂、2011 年) 468-486 頁、松井茂記『アメリカ憲法入門 (第 7 版)』(有斐閣、2012 年) 413-420 頁等を参照。

²² ステロタイプをめぐる近年の議論を整理したものとして、see, e.g., Luke A. Boso, *Dignity, Inequality and Stereotypes*, 92 WASH. L. REV. 1119 (2017).

の法理を前提としていた²³。しかし、本件判決の意義は、同法理を緩和して高次の審査基準を適用し、性的ステロタイプを退けて、移民法制においても平等保護を徹底した点にあるといえよう²⁴。

本件判決において高次の審査基準が適用されたのは、本件が移民ではなく、派生的市民権の事例であったことが影響している²⁵。亡父の権利を援用する形で原告適格を承認し、父親が非協力的あるいは死亡している場合の救済可能性を拡大した点も注目される。

本件判決は *Nguyen* 判決を覆したわけではない。とはいえ、本件判決が未婚の父まで含めた平等保護を徹底したことにより、*Nguyen* 判決の先例としての価値は実質的に低下したとの指摘がなされる²⁶。

(2) 本件判決の影響

結局のところ、本件判決は被上訴人の合衆国市民権取得を認めなかった。そのため、本件判決は平等保護の法理の先進性を示す反面、裁判所の救済手段の限界を露呈したとの指摘²⁷がなされる。

§ 1409(c)を拡大適用した場合の混乱(嫡出子が不利に扱われることになる)を考えると、具体的な救済手段の策定を連邦議会に委ねたことには相応の理由があろう。しかし、今後、一般原則である § 1401(a)(7)が、特に未婚の母親とその婚外子に対して、どのように適用されるのか不明瞭であり、いずれ大きな争点となることが予想される²⁸。

4. おわりに—日本法への示唆—

日本の場合、本件判決のような問題は、性差別ではなく、憲法 14 条 1 項後段列挙事由の「社会的身分」による差別として扱われる可能性がある。実際、本件判決と事案は異なるが、国籍法違憲判決において、日本の最高裁は嫡出性が社会的身分であるとは明言していないも

²³ See, e.g., Jenny-Brooke Condon, *Equal Protection Exceptionalism*, 69 RUTGERS U. L. REV. 563 (2017); David Rubenstein, *Immigration Symposium: The Future of Immigration Exceptionalism* in SCOTUSBlog (June 29th, 2017 2:29 pm) (Accessed, Feb. 21, 2018). 絶対的権限の法理とその歴史を詳細に検討したもとして、新井・前掲注 20, 63-220 頁、坂東雄介「国籍の役割と国民の範囲—アメリカ合衆国における『市民権』の検討を通じて—(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7・完)」北大法学 62 巻 2 号 1 頁、62 巻 4 号 197 頁 (2011 年)、63 巻 2 号 101 頁 (2012 年)、63 巻 6 号 191 頁 (2013 年)、64 巻 5 号 125 頁、65 巻 2 号 59 頁 (2014 年)、65 巻 6 号 139 頁 (2015 年)を参照。また、近年の判例法理との関連で、坂東・前掲注 3 も参照。

²⁴ See, e.g., Collins, *supra* note 3, at 174-175; Kerry Abrams, *Family Reunification and the Security State*, 32 CONST. COMMENT. 247, 276-277 (2017).

²⁵ Abrams, *supra* note 24, at 276-277.

²⁶ See, e.g., Collins, *supra* note 3, at 199; Abrams, *supra* note 24, at 277.

²⁷ Collins, *supra* note 3, at 171, 176. See also, Charles Roth, *Immigration Symposium: Prelude to a Turning Point* in SCOTUSBlog (June 29th, 2017 12:25 pm) (Accessed, Feb. 21, 2018).

²⁸ See, e.g., Collins, *supra* note 3, at 171, 208-221.

の、中間審査基準に接近した合理性の基準に基づき違憲判断を導いた²⁹。学説では、性別であれ社会的身分であれ、「生まれ」による差別には原則として厳格審査が妥当するとの有力な見解が主張されている³⁰。

また、救済手段をめぐって、国籍法違憲判決は国籍に関する「立法府の裁量判断」を認めつつも、旧国籍法3条1項について、「同項を全体として無効とすることなく、過剰な要件を設けることにより本件区別を生じさせている部分のみを除いて合理的に解釈」することで国籍取得を認めた。そのため、日本の最高裁は連邦最高裁よりも柔軟な部分があるとの評価もあり得よう。

【注記】

本稿は、東海大学2017年度学部等研究教育補助金による研究成果の一部である。

[公開日：2018年3月28日]

*本稿は査読を経て掲載されたものである。

²⁹ 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、2011年)212-213頁、君塚正臣『司法権・憲法訴訟論(下)』(法律文化社、2018年)227-228頁等を参照。無論、本件判決と国籍法違憲判決の比較検討については慎重な考慮が必要である。

³⁰ 君塚・前掲注29、226-231頁。また、同書230頁は、血統主義を前提とするならば、「日本国民は子に国籍を取得させる権利を有しており、子は、そのような親の憲法上の権利、もしくは、より一般的な平等権を援用して自己の権利を保護できる、と言えるのかもしれない」と述べる。